

一般財団法人林原美術館定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人林原美術館と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、刀剣、陶磁器、蒔絵、装束等の美術工芸品及び古文書等で故林原一郎の収集に係り寄附を受けたもの及びこの法人設立後に購入または寄附を受けたもの等の保存、研究、展示、技法等の普及等、その他文化・芸術学術振興に関する活動を通じて、芸術文化全般の発展及び社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化・芸術に関する研究（美術工芸品及び古文書等の調査、研究を含む）及びその成果を発表（紀要・図録等の刊行などを含む）すること
- (2) 美術工芸品及び古文書等の収集、保存、展示をなし、また他施設での展示等のために収蔵品を貸し出すこと
- (3) アーティスト及び文化・芸術に関する研究者を支援すること
- (4) 音楽会、講演会、公募展等の文化行事を実施すること
- (5) 文化・芸術に関わる教育普及活動並びに人材の育成をなすこと
- (6) 所有する施設を活用することで、地域の文化的発展に貢献すること
- (7) その他、この法人の目的を達成するために、前各号に附帯関連する事業をなすこと

2 前項の事業は岡山県で行う。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を要する。

- 3 別表第2の財産は、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、前項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に供え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事ならびに評議員の報酬などの支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

第4章 評 議 員

(評議員の定数)

第9条 この法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ①国の機関
 - ②地方公共団体
 - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊な関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第12条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額

を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 評議員の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は定時評議員会として、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議等)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることでできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。
- 5 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。
- 6 前2項に定めるもののほか、評議員会の決議及び報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちからその評議員会から選任された議事録署名人の1名以上が、署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、2名以内を常務理事とすることができる。
 - 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事の総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係のある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合

の支給基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

(責任の免除または限定)

第27条 この法人は、役員的一般法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、理事(理事長、常務理事又は当法人の使用人でないものに限る。)及び監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 規程類の制定、変更及び廃止

(招集)

第30条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び監事に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の中から互選されたものがこれにあたる。

(決議等)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合に

において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。
- 4 前2項に定めるものの他、理事会の決議及び報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。ただし、理事長が欠席した場合、出席した理事全員及び出席した監事全員が、署名又は記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 情報公開

(情報公開)

第38条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性を図るものとする。

第11章 補則

(委任)

第39条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は 長瀬 玲二 とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

江 草 安 彦 原 憲 一 鶴 岡 誠

附 則 (第2節 理事 第36条 (権限) 第4号)

この定款は、平成27年5月22日から施行する。

附 則

この定款は、令和8年6月11日から施行する。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条関係）

<投資有価証券>

種別	株数
長瀬産業株式会社 株式	5,604,000 株

別表第2 基本財産（公益目的事業を行う為に不可欠な特定の財産）（第5条関係）

<美術工芸品> 総件数 2, 1 3 9 件

（内訳）刀剣類	6 1 0 件
武具類	6 6 件
書跡	2 3 件
絵画	1 9 2 件
能楽類	7 5 1 件
陶磁器	2 7 9 件
金工品	2 0 件
漆工品	5 9 件
その他工芸	1 3 9 件

以上